

既設浄化槽の移行制度のご案内

(R4.05版)

長野市上下水道局営業課

上下水道局では、公共下水道の整備計画がない地域で、合併浄化槽を維持管理する負担を軽減するため、希望者に「既設浄化槽の移行制度」をご案内しています。

既設浄化槽の移行制度とは

公共下水道の整備計画がない地域で、すでに設置されている合併浄化槽を無償譲渡していくことで、維持管理を局へ移す制度です。

制度の対象となる浄化槽は次のようなものです。

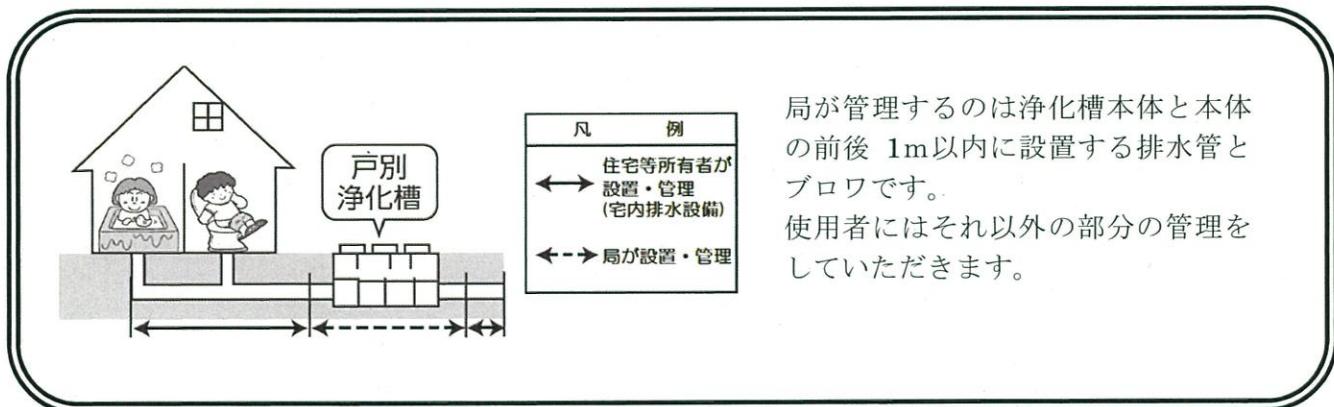
- ・主たる住居等に設置されており、これまで適正に維持管理され、移行後も維持管理上支障がなく、浄化槽を継続使用されることを局が確認したもの

ご不明なことがありましたら、上下水道局営業課までご相談ください。

維持管理にかかる管理・負担区分について

使用者と上下水道局の浄化槽の管理区分

使用者と上下水道局の管理の範囲は下図のとおりです。



局が管理するのは浄化槽本体と本体の前後1m以内に設置する排水管とプロワです。
使用者にはそれ以外の部分の管理をしていただきます。

☆室内排水設備の改造工事を行う場合は長野市排水設備指定工事店（長野市上下水道事業管理者の指定を受けている工事店）に依頼し、局に申請する必要があります。

使用者と上下水道局の浄化槽の費用負担区分

維持管理にかかる上下水道局と使用者の費用負担区分は下表のとおりです。

	管 理 に か か る 費 用 負 担 項 目	使 用 者	上 下 水 道 局
①	浄化槽使用料	○	
②	浄化槽保守点検費		○
③	浄化槽清掃費		○
④	法定検査料		○
⑤	消毒薬品代		○
⑥	ブロワ等の部品交換・修理にかかる費用		○
⑦	ブロワ等の電気代	○	
⑧	浄化槽清掃等に使用する水道代	○	
⑨	浄化槽に設置している放流ポンプの維持管理費		○
⑩	使用者の都合による浄化槽の移動・撤去に関する費用	○	
⑪	使用者の責により必要となった浄化槽の修繕にかかる費用	○	
⑫	耐用年数を経て交換が必要になったブロワ本体の費用		○
⑬	耐用年数を経て交換が必要になった浄化槽本体の撤去費用		○
⑭	耐用年数を経て交換が必要になった浄化槽本体の設置にかかる費用	○(1割)	○(9割)

手 続 き に 必 要 な 書 類

9月末までに以下の書類を揃えて営業課に提出してください（郵送・電子申請可）。

- ・長野市既設浄化槽維持管理申出書（申出者は建物所有者）
- ・位置図（付近詳細図）
- ・浄化槽設置届
- ・過去3年間の浄化槽維持管理（保守点検、法定検査、浄化槽清掃）の経過がわかる書類
- ・土地所有者の承諾書（申出者と土地所有者が同一の場合は不要）



※電子申請の場合は、営業課総合フォームから件名「戸別浄化槽申請」とし、申出書等の電子ファイルを添付して提出してください

詳細は記入例をご覧ください。

様式の請求は営業課にご連絡ください。上下水道局のホームページにも掲載しています。

上下水道局ホームページ <https://www.city.nagano.nagano.jp/site/suido/> または「長野市 戸別浄化槽」で検索

手続きの流れと注意事項

申出時（別表①）

- ・浄化槽移行の条件を満たしているか確認の上、申出書の提出をお願いします。不明な場合は問い合わせ先までご相談ください。
- ・既設浄化槽の移行の開始日は申出書受理の翌年4月1日となります。
- ・浄化槽が設置されている土地は、土地所有者と局で無償使用貸借契約を交わします。
- ・浄化槽からの放流水について、局への譲渡以前に取り決めた権利義務は、使用者が継承するものとします。なお、手続に瑕疵があった場合は、全て使用者の責任とします。

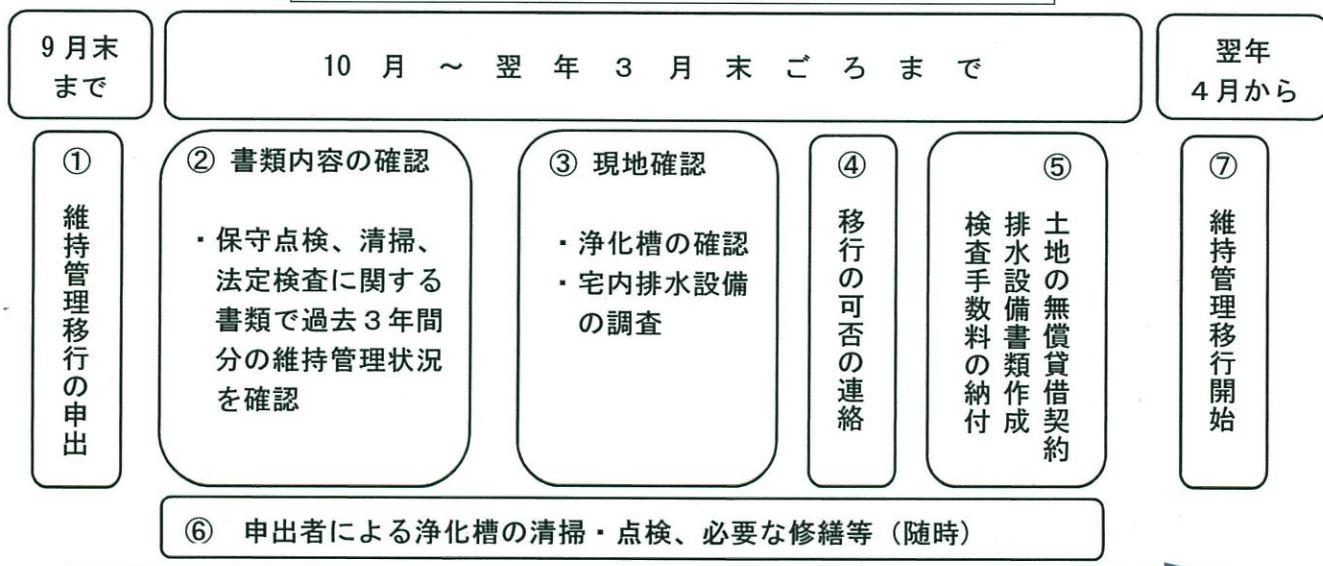
移行時（別表②～⑥）

- ・浄化槽移行に問題がないと認められた場合には申出書の受理通知が郵送されます。
- ・宅内排水設備の調査（検査）に基づき排水設備関係書類（排水設備工事計画確認申請書、同完了届、同使用開始届）を作成します。
- ・排水設備工事確認申請に伴い、検査に関する手数料を支払っていただきます。
- ・局の維持管理開始日までに浄化槽の清掃及び必要な修繕を行ってください。
- ・浄化槽の使用料については、水道水の使用水量をもって算出します。水道水以外の水を使用する場合は、使用者の負担により汚水排除量を認定するメーターを設置し、管理してください。
- ・既設浄化槽の局への移行に伴い、今まで保守点検、清掃等を行っていた業者との契約解除が必要となりますので、使用者の責任で解除してください。

移行後（別表⑦）

- ・移行後に劣化等の事情により、浄化槽の交換を必要とする場合は、新たに戸別浄化槽を設置したものとして使用者に分担金を支払っていただきます（設置費用の1割）。
- ・浄化槽の移行後に宅内排水設備の改造工事を行う場合には、長野市排水設備指定工事店（長野市上下水道事業管理者の指定を受けている工事店）に依頼し、局へ申請する必要があります。
- ・使用者の都合により、局が適正に維持管理できない状態になった場合は、浄化槽の使用中止、または解約をお願いすることがあります。

維持管理移行の申出から維持管理の開始まで



浄化槽の適正な維持管理のために…

- ・水道は浄化槽内の清掃に必要なため、休止しないでください。

水は維持管理上必要なものですので、原則、休止や廃止はしないでください。

- ・浄化槽の機能維持に努めてください。

浄化槽は微生物の働きで浄化しているため、微生物が繁殖できる環境維持が必要です。このため、プロワ等の電源を停めない、異物や薬品等を流さない、継続使用を遵守してください。やむを得ず水道や電気を休止する場合は、浄化槽保護のため、槽内の清掃及び水張りを行いますので、事前に局に連絡して浄化槽使用休止作業の日程調整の上、休止をするようにしてください。

- ・保守、点検を妨げないでください。

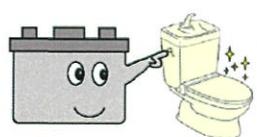
浄化槽の上や、その周辺に物等を置かず、敷地内への出入りにも支障がないようにしてください。

浄化槽の適切な使用に

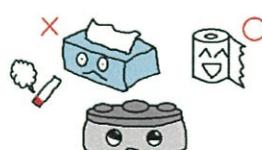
ご協力ください



水はきちんと流す



異物は流さない



プロワの電源を切らない



薬品や大量の洗剤を流さない



浄化槽の蓋に物を置かない



通気装置はふさがない



(お問い合わせ先)

申請手続に関すること：長野市上下水道局 営業課

TEL:026-224-5061

維持管理に関すること：長野市上下水道局 下水道施設課 TEL:026-221-6456